

令和7年9月4日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

白川 由季子(印)

報 告 書

御庁に係属中の人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件（事件番号：令和6年（行ウ）第31号）の原告であるモーリス・シェルトンさん（以下「シェルトンさん」といいます。）と警察官（以下「吉田巡査部長」といいます。）とのやりとりの状況を撮影した映像記録（以下、単に「映像記録」といいます。）を翻訳したことにつき、下記のとおり報告します。

記

1 私の立場

私は、平成26年4月に英語通訳の専門職員として警視庁に採用され、以後、警視庁通訳センターにおいて勤務し、警視庁管内の警察署や本部所属等から依頼を受け、通訳人として事件関係者等と警察官との間の英語通訳に従事したり、英文を翻訳することを主な業務としています。

なお、私は、英検1級の資格を有しており、TOEICのスコアは945点です。

2 誤訳ではないかと指摘されていることについて

映像記録が始まって冒頭でシェルトンさんが、「You're gonna get this guy for jaywalking? That's a violation?」（乙B25号証添付の翻訳内容（以下略）再生時間00:07）と述べている英文を私が「道路を横切ったからって捕まえるのかい、この俺を？これが交通違反？」と翻訳したことにつき、「this guy」は第三者を示す言葉であるから、「この俺を」と翻訳したことは誤っている旨の指摘を受けているとお聞きしました。

私は、映像記録を確認した上で、シェルトンさんが自分のことを示す表現として「this guy」という言葉を使用しているものと判断して「この俺を」と翻訳しましたが、その理由は、通常「this guy」という言葉は、直近にいるものに対して使うのが一般的であり、映像記録からは、シェルトンさんの直近に他人がいる様子は見えなかったこと、状況によっては自分のことを示す意味で「this guy」との表現を使うこともあり得ること、映像記録が始まるより

も前のシェルトンさんと吉田巡査部長との間のやりとりの内容が明らかではない一方で、映像記録に記録されたシェルトンさんと吉田巡査部長とのやりとりに照らせば、当該場面で「this guy」を「この俺を」と翻訳することに不自然な点はないと考えたからです。

しかし、上記指摘を受けたことを踏まえ、改めて、映像記録に記録されたシェルトンさんと吉田巡査部長とのやりとりを確認したところ、シェルトンさんはその後の吉田巡査部長とのやりとりにおいても、「this guy」という言葉を使用しており（01：59）、その前後の文脈からして、この際には、シェルトンさんが「this guy」という言葉を第三者を示す意味で使用していることは明らかで（私も、ここでは、「this guy」を「あの男」と翻訳しています。）、こうしたシェルトンさんの言葉の使い方や全体の状況を踏まえれば映像記録の冒頭部分でシェルトンさんが発した「this guy」という言葉は自分のことを示すのではなく、第三者のことを示しているものとして翻訳するのが正確であったとも考えられます。

そうすると、シェルトンさんの冒頭の「You're gonna get this guy for jaywalking? That's a violation? You know, it's only a violation if I'm doing it. I know, I know how it goes, man. I've been here long enough.」（00：07）との発言については、シェルトンさんが、シェルトンさんの視界に入っている道路を横断している（した）人を指示しながら、吉田巡査部長に対し、その人のことは捕まえないのかという趣旨のことを述べた上で、違反行為をしたのが自分であったならば捕まるのだという趣旨のことを述べていることを前提として翻訳するのが正確であったのだろうと思います。

なお、シェルトンさんの発言を「あそこにいる男性、もし違反を取り締まりたいのなら、すぐそこにカメラがあるはずだよ」（01：59）と翻訳した箇所についても、「あそこのライン、もし違反を取り締まりたいのなら、あそこにカメラを設置するべきだ」という内容で翻訳するべきでした（これは「That line」と文字に起こすべきところを「That man」と聞き取って文字に起こしてしまったことが原因です。）。

3 翻訳内容が差別的であるなどと指摘されていることについて

乙B25号証におけるシェルトンさん及び吉田巡査部長の英語による発言部分につき、吉田巡査部長の発言のみを敬語にした上で日本語に翻訳し、シェルトンさんの発言については敬語にすることなく日本語に翻訳していること自体が差別的であるなどと指摘を受けているとお聞きしました。

私は、英語での会話を日本語に翻訳する際には、それぞれの話し手の口調や会話の内容から、話し手の感情や意図ができるだけ正確に伝わるようその話し手の口調を敬語にするのか否かも含めて言葉を選んだ上で、翻訳文を作成するように努めています。

その上で、乙B25号証におけるシェルトンさんの発言を敬語にしていらない理由について説明すると、シェルトンさんは一部日本語を交えながら発言

することがあり、その際に「Nankai」「shitteru」「Shiranai」(01:13)、「hadairojanaina」「Okane harau」「haraitai」(01:25)、「mitemiyo」(01:59)などと敬語とは言えない日本語で話しているという事情があったことに加え、英語で発言をする際にも「go to」や「want to」を略し「gonna」(00:07)や「wanna」(00:50)などと堅苦しくない表現を使用していたことなどから、シェルトンさんの英語での発言を日本語に翻訳するに際してカジュアルな口調でシェルトンさんが英語を話していることを表現するために敬語によることなく記載することが妥当であると判断したのです。一方で、吉田巡査部長は、シェルトンさんに対して、英語の合間に日本語で話しかける際に、「言ってることはわかります」(01:56)などと、敬語を用いていましたので、英語を日本語に翻訳する際にも敬語で記載することが妥当であると判断したのです。

以上のとおり、私は、翻訳をするに際して、話し手の感情や意図ができるだけ正確に伝わるように話し手に応じて口調を変えた上で翻訳文を作成することはありますが、何らかの差別的意図を有して翻訳をするなどということはありません。